

東 司 発 第 4 1 3 号  
平 成 1 9 年 2 月 2 日

多重債務者対策本部有識者会議  
座 長 吉 野 直 行 殿

東京司法書士会  
会 長 山 本



都内市区町村多重債務問題アンケート集計結果について(資料提供)

立春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、弊会では、別紙質問用紙のとおり、平成18年11月に都内市区町村に対して多重債務問題に関する調査協力を依頼し、平成19年2月1日現在、51の市区町村より回答を得ましたので、別紙のとおり、集計結果をとりまとめて各市区町村に報告いたしました。

本集計結果は、貴有識者会議の検討課題であります、「カウンセリング体制の充実」と「セーフティネットの充実」についての検討の参考となると考えますので、資料提供をいたします。

今後の議論の参考としていただければと存じます。

(質問用紙) ※書込む形式以外は、該当箇所を○で囲んで下さい。

1. 御庁では、多重債務に関する相談があった場合、何という部署が対応していますか？

対応部署名 ( ) ・ 特に決まっていない

2. (1で対応部署をお答えになった場合) その部署は多重債務に関する相談を専門に扱う部署ですか？

はい ・ いいえ ・ その他 ( )

3. (1で特に決まっていない、2でいいえとお答えになった場合) 今後多重債務に関する相談を扱う部署を設置する予定はありますか？

ある ・ ない ・ その他 ( )

4. 御庁には、生活困窮者や多重債務者に対する、制度融資(生活小口資金等)がありますか？

ある ・ ない ・ その他 ( )

5. (4であるとのお答えになった場合) 貸出基準・限度額・金利等概要を御記入下さい。(資料がある場合には、資料のご提供をお願い致します。)

(記入欄)

6. (4でないとのお答えになった場合) 今後、生活困窮者や多重債務者に対する、制度融資を設ける予定はありますか？

ある ・ ない ・ その他 ( )

7. 多重債務者問題に対する御庁のその他の取組み、当会に対するご意見・ご要望等ありましたら、御記入下さい。

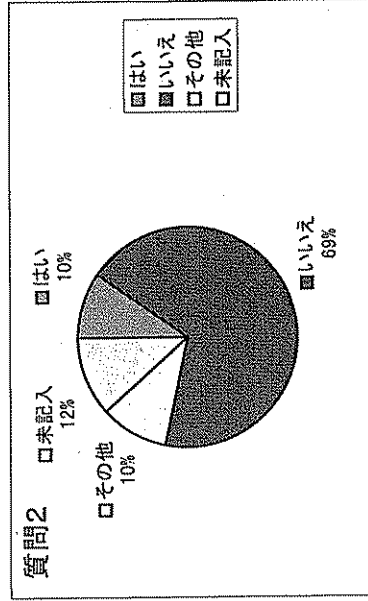
※ありがとうございました。

# 都内市区町村多重債務問題アンケート集計

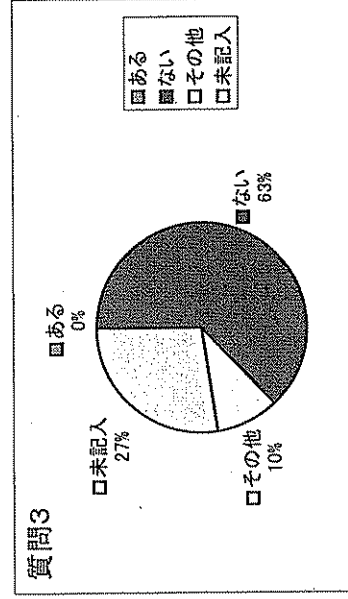
2007/2/2

質問1.	御庁では、多重債務に関する相談があった場合、何という部署が対応していますか？	各市区町村で部署名を回答			
------	--	--------------	--	--	--

	はい	いいえ	その他	未記入	計
質問2. (1で対応部署をお答えになった場合)その部署は多重債務に関する相談を専門に扱う部署ですか？	5	35	5	6	51
	10%	69%	10%	12%	



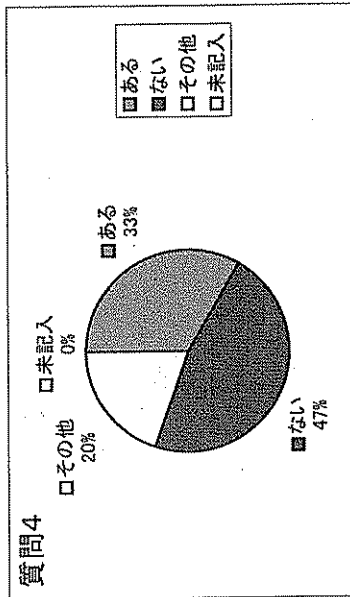
	ある	ない	その他	未記入	計
質問3. (1で特に決まっていない、2でいいえとお答えになった場合)今後多重債務に関する相談を扱う部署を設置する予定はありますか？	0	32	5	14	51
	0%	63%	10%	27%	



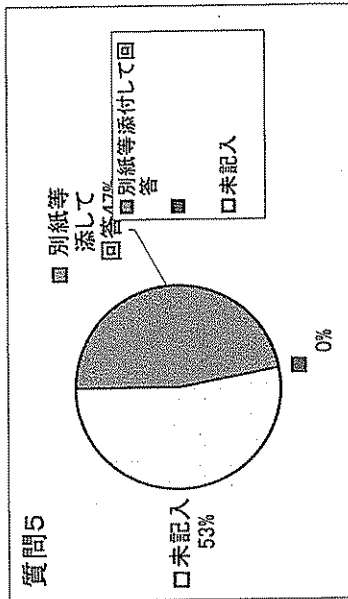
# 都内市区町村多重債務問題アンケート集計

2007/2/2

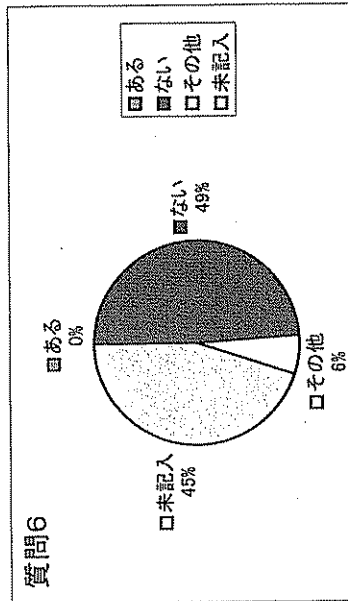
質問4.	ある	ない	その他	未記入	計
質問4. 御庁には、生活困窮者や多重債務者に対する、制度融資（生活小口資金等）がありますか？	17	24	10	0	51
	33%	47%	20%	0%	



質問5.	別紙等添付して回答		未記入	計
	(4であるとお答えになった場合)貸出基準・限度額・金利等概要を御記入下さい。(資料がある場合には、資料のご提供をお願いします。)	24	47%	27
			53%	



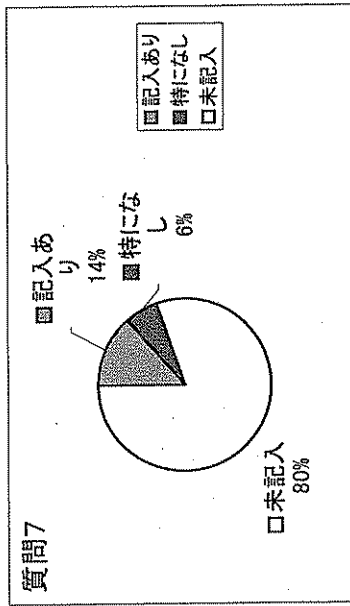
質問6.	ある	ない	その他	未記入	計
(4でないとお答えになった場合)今後、生活困窮者や多重債務者に対する、制度融資を設ける予定はありますか？	0	25	3	23	51
	0%	49%	6%	45%	



都内市区町村多重債務問題アンケート集計

2007/2/2

	記入あり	特になし	未記入	計
質問7. 多重債務者問題に対する御 庁のその他の取組み、当会に 対するご意見・ご要望等ありま したら、御記入下さい。	7 14%	3 6%	41 80%	51



# 都内市区町村多重債務問題アンケート

## 「その他」欄等の記載について

質問1.	御庁では、多重債務に関する相談があった場合、何という部署が対応していますか？	各市区町村で部署名を回答
質問2.	(1で対応部署をお答えになった場合)その部署は多重債務に関する相談を専門に扱う部署ですか？	<p>「その他」の回答</p> <p>市民相談担当 債務整理専門相談機関を紹介 消費生活相談の1つとして相談を受付けている 弁護士相談の中の1つの相談として金銭貸借項目にて対応している 法律相談と消費生活相談</p>
質問3.	(1で特に決まっていない、2でいいえとお答えになった場合)今後多重債務に関する相談を扱う部署を設置する予定はありますか？	<p>「その他」の回答</p> <p>「その他」にマルをし、未記入</p> <p>市民相談において、消費者金融専門相談を月1回実施している 生活保護の相談は福祉保健課で行っている 検討課題 現時点では未定</p>
質問4.	御庁には、生活困窮者や多重債務者に対する、制度融資(生活小口資金等)がありますか？	<p>「その他」の回答</p> <p>緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合 生活困窮者に対して生活保護相談を案内 応急小口資金貸付け制度 ●●区社会福祉協議会が実施している 生活困窮者のみ 市ではなく外郭団体でなら 生活困窮者に対する制度融資はあり 社会福祉協議会にて小口資金貸付として、20,000円を限度に無利子で必要額を貸付ます。貸付には、一定の条件が有り、又、その他の国の制度(公的)として、生活福祉資金貸付限定債務者支援資金があります。いずれも一定の条件があります。 社会福祉協議会にはあります。 村の制度としては無し。但し、社会福祉協議会にて生活困窮者に対して支援制度有り</p> <p>「ある」と回答して付記のあるもの</p> <p>主に生活困窮者向け(応急小口資金・母子福祉応急小口資金) 但し、生活困窮を要件としての制度</p> <p>「ない」と回答して付記のあるもの</p> <p>社会福祉法人・●●市社会福祉協議会「生活福祉資金」を紹介 社協で対応 生活困窮者用に●●市社会福祉協議会が行っている 「ない」にマルをし、その他(区の外郭団体・●●社会福祉協議会で生活福祉資金貸付事業を行っているが、返済を前提としているため生活困窮者等は対象となりにくい。</p>

都内市区町村多重債務問題アンケート  
「その他」欄等の記載について

質問5.	(4であるとお答えになった場合)貸出基準・限度額・金利等概要を御記入下さい。(資料がある場合には、資料のご提供をお願い致します。)	記載のあるもの
		別紙のとおり
		社会福祉法人●●区社会福祉協議会 別紙資料添付
		別紙のとおり
		別紙
		●●区女性資金条例、●●区高額療養費等支払費用貸付条例、●●区奨学金貸付条例および各条例施行規則等を定めて、生活困窮者に対する貸付を行っています。貸付基準等については、下記のアドレスより各条例等を参照してください。 <a href="http://www.city.*****.tokyo.jp/reiki/reiki.html">http://www.city.*****.tokyo.jp/reiki/reiki.html</a>
		応急福祉資金(別紙)
		別紙のとおり
		●●●●
		別添資料参照
		別添パンフレット
		別紙
		応急資金貸付制度
		別紙のとおり ※制度融資に関する窓口は福祉部管理課 福祉資金係が担当しております
		別添資料参照
		別添
		別紙資料のとおり。10万以内。無利子。借金の返済目的では貸出は行わない。
別紙のとおり		
尚、多重債務となっていない低所得世帯・障害者世帯などの貸付けは別紙のとおり		
緊急援護資金貸付(所得が生活保護法の150/100未満の世帯へ50,000円まで無利子返還は10ヶ月以内)		
資料参照		
生活困窮な市民、並びに火災により被害を受けた市民に対し、予算の範囲内で緊急援護資金を貸し付ける。限度額85,000円 無利子		
別紙		
15万円を上限として無利子で一定期間(おおよそ3ヶ月)での償還		
別紙のとおり		

質問6.	(4でないとお答えになった場合)今後、生活困窮者や多重債務者に対する、制度融資を設ける予定はありますか？	「その他」の回答
		生活困窮者に対して生活保護相談を案内
		「その他」にマルをし、回答せずと記入
		未定。現在のところ相談件数は少ないようです。
		「ない」と回答して付記のあるもの
社会福祉協議会の融資制度の利用が考えられます。		
多重債務者に対する制度融資はない		

都内市区町村多重債務問題アンケート  
「その他」欄等の記載について

質問7. 多重債務者問題に対する御庁のその他の取組み、当会に対するご意見・ご要望等ありましたら、御記入下さい。	記載のあるもの
	特になし
	相談者からお問合せがあった場合、相談先の一つとして、貴東京司法書士会の「無料法律相談」をご案内しています。
	消費者センターに相談があった場合、貴会や弁護士会等で行っているクレジットサラ金相談等を紹介している。区民相談係では、弁護士による法律相談を受付けている。
	貴会の精力的な取組みにより、専門的な法律サービスを区民が受けやすくなるよう期待しております
	司法書士会が設置する常設の無料相談所を●●市内にも設置してもらいたい。
	①「消費生活相談事例集」に情報を掲載。 ②パネルで未然防止の啓発
	特になし
	特になし
	「消費生活だより」(市民生活課No.10)にて「多重債務者にならないために」特集・予防法・各種相談機関の紹介を行った。 多重債務の相談があった場合、産業振興課で行っている消費者生活相談窓口か地域振興課で行っている無料法律相談で対応している。